

令和元年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第二部会 議事録（概要版）

1 日時 令和元年6月12日（水） 10時00分～12時00分

2 場所 渡島合同庁舎 4階 402号会議室

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部会長 南部 美砂子（公立はこだて未来大学准教授）

副部会長 菊池 幸恵（函館工業高等専門学校准教授）

特別委員 村田 政隆（函館地域産業振興財団研究主任）

特別委員 笠井 久会（北海道大学大学院准教授）

特別委員 大橋 美幸（函館大学准教授）

（2）事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課長 樽井 功英

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 中川 雅晴

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主査 高木 雅彦

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 吉田 亜季

北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 永瀬 豊

4 傍聴者 0名

5 審議事項

（1）「ジャンボイエロー亀田店」の法附則第5条第1項（変更）の届出について

（2）「マックスバリュ函館深堀店」の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

（1）事務局から「ジャンボイエロー亀田店」の法附則第5条第1項（変更）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。

委員からの質疑はなく、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

（2）事務局から「マックスバリュ函館深堀店」の法第5条第1項（新設）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。

委員からの意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

（主な意見）

・近隣施設利用者による無断駐車や冬季堆積場による来客駐車台数の不足の懸念について。

・入口①がバス停や植樹に近く、歩行者や自転車への安全確保の懸念。また、出入口①は非常に交差点に近く右折入出庫の安全確保の懸念について。

（3）事務局から「サツドラ函館石川店」の法第5条第1項（新設）の届出についての事務的説明を行った。

（4）令和元年度における第2部会の届出状況の説明を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり

(ジャンボイエロー亀田店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。